

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

令和3年4月から令和5年3月まで 対象講座を拡充しています

1年以上の講座

看護師、保育士等
の国家資格

拡
充

6か月以上の講座

デジタル分野等の
民間資格も対象に

支給内容など

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ②養成機関において**6か月**以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給額

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算

対象講座

就職の際に有利となる資格^{※1}で、養成機関において6月以上修業するもの
（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、
製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

※1 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

詳しい情報はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



受講開始日前に必ず子育て家庭支援課までご相談ください。

お問い合わせはこちら

野洲市役所 子育て家庭支援課

電話 077 (587) 6884 FAX 077 (586) 2176

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

貸付

就職活動中の住まいでお悩みの方

償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向け意欲的に取り組む、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などに、
月上限 **4万円**×**12か月**を貸付けます。1年就労継続なら**一括償還免除**になります。

職業訓練

スキルアップを目指す方

公共職業訓練

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給されている方が、**受講費無料**で受講できる職業訓練です。

求職者支援制度

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給できない方が、**受講料無料**、かつ、要件を満たせば**月10万円の給付金**^{※2}を受給しながら受講できる職業訓練です。

※2 給付金の支給要件の緩和の特例措置（令和5年3月31日まで）を導入

全てのハローワークに、職業訓練の受講を検討している方などの相談・就職支援を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています。

受講費支援

訓練を受講される方

教育訓練給付

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合に支給します。

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、主に教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講する場合に支給します。

野洲市役所 子育て家庭支援課

電話 077 (587) 6884

FAX 077 (586) 2176